

資 料

中国裁判事例研究（10）

中国裁判事例研究会
（代表者 小口彦太）

中国における販売代理店への
再販価格維持に関する民事紛争事件
——最低再販価格の維持に対する独占禁止法の適用について——

高 革 慧

中国における販売代理店への
再販価格維持に関する民事紛争事件
——最低再販価格の維持に対する独占禁止法の適用について——
(上海市高級人民法院網掲載判決⁽¹⁾)

I 事件概要

一 事件情報

1. 訴訟当事者

原告：北京銳邦涌和科貿有限公司（以下「X」という）

被告：強生（上海）医療器材有限公司

強生（中国）医療器材有限公司（以下、「Y」と総称する）

2. 受理法院と判決番号

一審判決：上海市第一中級人民法院（2010）滬一中民五（知）初字第169号⁽²⁾

二審判決：上海市高級人民法院（2012）滬高民三（知）終字第63号⁽³⁾【確定】

3. 結審日

一審結審日時：2012年5月18日

二審結審日時：2013年8月1日

二 事件経緯

XはYの医療用吻合器及び手術用縫合糸製品の北京地区での販売代理業者

(1) 上海市高級人民法院公式サイト http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/index_flws.html

(2) 上海市第一中級人民法院一審判決文 http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/flws_view.jsp?pa=adGFoPaOoMjAxMqOpu6a438PxyP0o1qop1tXX1rXaNjO6xSZ3c3hoPTUPdcssz

(3) 上海高級人民法院二審判決文 http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/flws_view.jsp?pa=adGFoPaOoMjAxMKOpu6bSu9bQw/HO5SjWqimz9dfWtdoxNjm6xSZ3c3hoPTEPdcssz

であり、Yと15年にわたる取引関係がある。相互の販売代理店契約は毎年一回更新していた。2008年1月2日、XとYは「2008年販売代理店契約」（契約期間は2008年1月1日から2008年12月31日まで）を締結し、XがYの指定する地域において手術用縫合糸製品を販売することに合意した。当該販売代理店契約の別紙にXの販売代理地域及び販売指標を明記するとともに、XはYが決定した当該商品の再販価格を下回って販売してはならないことを取り決めた。

Yが販売代理店を厳しく管理した結果、中国における当該手術用縫合糸製品の販売価格は2008年までの15年間維持されたのである。しかし、2008年7月1日、YはXに対して、2008年3月に行われた北京大学人民医院での入札において、Xが上記契約に定められた再販価格を下回って応札し、当該指定地域外で手術用縫合糸の販売代理権を取得したため、中国医学科学院、阜外心血管医院、北京整形医院におけるXの販売代理権を取消すと通知したのである。

2008年8月15日以降、YはXからの医療用縫合糸の注文を拒否し、同年9月には、Xへの医療縫合糸などの契約商品の供給をすべて停止した。その結果、2008年販売代理店契約の終了後、XとY間の販売代理契約は更新されなかった。

2009年、XはYを独占禁止法違反の理由で上海市第一中級人民法院に提訴した。その請求内容は以下のとおりである。

(1) Yが直接競争を制限することを目的として、販売代理店契約に最低再販価格を制限する行為及び販売代理権を取消す行為は、中国の「独占禁止法」第14条第一項第(2)号で禁止する「第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること」に該当すること；

(2) 前項の独占の合意によりXに生じた損失が合計1439.93万人民币元であり、「独占禁止法」第50条⁽⁴⁾に基づき、Yがこれを賠償すること。

これに対して、Yは、代理店販売契約は「独占禁止法」施行前に締結されたために「独占禁止法」が適用されないこと、Xの損害賠償請求は「独占禁止法」と無関係であると主張した。上海市第一中級人民法院は、Yの行為に競争

(4) 中国「独占禁止法」第50条は、事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合、民事責任を負うものと定めている。

排除や制限をする効果を有するとの証拠が不足していること、Xの損害額請求には再販最低価格限定との契約条項と無関係であると、それぞれ判断し、Xの全ての訴訟請求を棄却した。Xは一審判決を不服として、上海市高級人民法院に上訴した。

三 一審の争点及び判旨

本件一審の争点は、主に、①再販売価格限定条項の違法性の有無、②当該損害の有無、③再販価格制限の合意と損害の因果関係の有無、及び④立証責任等である。一審法院による判旨は以下の通りである。

1. Yの独占行為を認定するには事実根拠（証拠）が不足している

本件で販売代理店契約に定めている再販売価格の限定条項を垂直的独占合意として違法であるとの判断をする場合、「独占禁止法」第14条に規定されている「事業者と取引相手が再販売価格を限定する旨の合意が存在すること」だけでは直ちに違法と判断することができず、同法第13条第2項に規定されている内容、即ち、当該契約に競争の排除や制限をする効果があるかどうかについて更に立証する必要がある。

中国の「独占禁止法」では、「競争の排除や制限」をどのように判断するかについての解釈がない。一審法院は、再販価格の限定条項が競争の排除や制限をする効果存否について、（1）販売代理契約における製品の関連市場でのシェア率、（2）関連市場における川上や川下での企業競争のレベル、（3）製品の供給量と価格に対する当該条項の影響の度合い等の要素を含めて検討しなければならないとしている。また、立証責任は原告のXにあるため、本件において、Xが提供した証拠には医療用縫合糸製品の関連市場におけるシェア率、関連市場での競争のレベル、及び当該製品の供給と価格の変化等の状況が含まれていないという理由で、Yの独占行為を認定するための証拠が十分でないと判断した。

2. 再販売価格限定条項と損害賠償の関係に対するXの説明責任が不足している

一審法院は「独占禁止法」の規定に基づき、再販売価格の限定を含めた独占禁止行為に対して被告が負う民事上の責任の判断には、（1）被告に独占行為が存在すること、（2）原告が損害を受けたこと、及び（3）独占行為と損害に因果関係があること、以上の3つの要件を具備しなければならないと述べ、上記（2）の「損害」とは、独占行為により受けた損害で、主に競争の排除や

制限によりもたらされた損害であると説明した。本件でXが主張した損害は販売代理店契約紛争に基づいて主張できる損害であり、再販売価格の限定条項そのものと直接的関係がないこと、及びXが主張したYがXとの契約更新を拒否したことだけでは、再販売価格の限定条項が損害の直接的な原因であることを十分立証できていないとして、Xの主張を全て棄却した。

四 二審の争点及び判旨（確定）

Xは、一審判決に不服として上海市高级人民法院に上訴した。本件の二審法院は下記の6つの争点をめぐって最終判決を下した。

1. Yの行為の一部は「独占禁止法」の施行前に発生しているため、「独占禁止法」を適用できるか否か

二審判決は、本件販売代理店契約は確かに「独占禁止法」の発効⁽⁵⁾前に締結されたものであるが、独占禁止法の施行後も中止せず、かかる独占行為が継続されていたため、本件には「独占禁止法」が適用されるべきであると判断した。

2. Xは「販売代理店契約」の当事者であり、最低再販価格の制限条項の締結者でもあるため、本件の独占禁止訴訟の原告適格であるかどうか

二審判決は、Xが販売代理店契約で合意した最低再販売価格の制限条項を履行したために多くの取引機会を失い、顧客の一部や利益をも失う可能性があり、「独占禁止法」第50条に規定される「事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合、民事責任を負う」に該当すること、また「最高人民法院の独占行為に起因する民事紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」⁽⁶⁾（以下「独占禁止法司法解释」という）によれば、本件販売代理店契約が独占禁止法違反に該当するかの紛争は、「独占禁止法司法解释」の規定に合致すること、上記「独占禁止法」第50条の立法趣旨に照らし判断するとXは本件の原告適格であると判断した。

3. 「独占禁止法」第14条に規定される最低再販売価格を限定する独占合意（垂直型）⁽⁷⁾が、競争の排除や制限をする効果を構成要件とするか否か

(5) 中国の「独占禁止法」は、2007年8月30日公布され、2008年8月1日より発効された。

(6) 法釈【2012】5号。中国語は「关于審理因垄断行为引发的民事纠纷案件应用法律若干问题的规定」である。2012年6月1日から施行された。

(7) 独占禁止法で禁止されるカルテルは、参加者同士の関係に基づき、「水平

「独占禁止法司法解釈」によると、「水平型」独占合意では競争制限効果の有無について判断したうえで、違法行為であるかを認定することを明らかにしている。また、「垂直型」独占合意ではその競争制限効果が「水平型」に比べると相対的に高くないことから、違法行為を認定する際、より一層競争の排除や制限をする効果があったことを必須条件としなければならないと二審判決は判断した。

4. 係争契約に競争の排除や制限をする効果があったとの立証責任は誰が負うべきか

「独占禁止法司法解釈」は、水平型独占合意の紛争において、独占合意による競争の排除や制限をする効果がないことに関する立証責任は被告側にある旨を規定している（「証明責任転換」の原則）。これに対して、「独占禁止法司法解釈」に垂直型独占合意の立証責任に関する規定が設けられていない。したがって、本件の垂直型独占合意の立証には、「主張者による立証」の原則が適用されるべきであり、本件の最低再販売価格契約に競争の排除や制限をする効果があったことを立証する責任はXが負わなければならないと二審判決は判断した。

5. 係争契約に定める最低再販売価格の制限条項は、独占合意に該当するか否か

二審法院は最低再販売価格の制限条項が競争を制限する効果があったか否かを判断するためには、以下の4点を分析する必要があると述べた。(1) 関連市場での競争が十分かどうか、(2) Yの市場における地位が高いかどうか、(3) Yが競争の排除や制限をする動機があったかどうか、(4) 本件での最低再販売価格の制限条項が市場競争に不利な影響を与えたかどうか。

本件で、上記考慮要素に従い、以下のように判断した。即ち、(1) Yは医療用縫合糸の競争が十分ではない関連市場で高い市場での地位を占めており、本件での最低再販売価格の拘束行為は販売業者の価格決定の自由を制限し、効率的な販売代理店を排除したこと、(2) ブランド内部での価格競争を排除し、高い価格水準が長期にわたって維持されていること、(2) 更にブランド間の価格競争も回避し、医療用縫合糸の関連市場における価格競争を弱めていることを認定したうえで、本件で提出された証拠からYが本件最低再販売価格を拘

型」(競争関係にある事業者同士のカルテル)と「垂直型」(市場において異なる取引段階にある企業間で発生する。即ち、事業者(例えば、供給業者)とその取引先(販売代理業者)との間で発生するカルテルに分けられる。

束した行為が一定の適用除外事由に該当することを立証するものが含まれていないこと、つまり、Yが最低販売価格を制限した契約が製品の品質と安全性を向上させた効果、新製品または新ブランドの関連市場へ参入を促進する効果、事業者のいわゆる「フリーライド」の問題解決に対する明らかな必要性及び効果、または経済学的にその他に説明できる必要性及び効果があったことが証明されていないこと。

従って、本件の最低再販売価格を制限した契約には「競争を排除、制限する効果」があった理由で、「独占禁止法」に禁止される独占合意に該当すると判断した。

6. Xの損害賠償請求は支持されるべきか否か

二審法院は、Xの2008年の手術用縫合糸製品の損失にはYとの最低再販売価格契約を実施した行為と直接的な因果関係が存在するため、Xは独占禁止法に基づき当該賠償を請求することができると判断した。しかし、損害賠償額の算定方法は最低再販売価格契約を履行した場合に得られるべき利益ではなく、関連市場で得られる正常な利益率に基づき調整を行う必要があるとの見解を示し、最終的にXの2008年の手術用縫合糸製品の損失が53万人民元であると判断した。また、Xが求めたその他の損害賠償に関する主張は、Yが独占禁止法に違反した行為に基づく損害ではないため、根拠に欠けるものとして棄却した。

II 解 説

本件は中国における垂直型独占合意事件に関する初めての最終判決であるため、判決における各争点に対する上海高級人民法院の推論及び分析、特に最低再販売価格を制限する行為に対する独占行為としての認定と立証責任の分配は、国内外の学界と実務界の注目と討論を引き起こしている。

一 垂直型独占合意の構成要件（「行為+効果」）

本件のような販売代理店契約で規定される再販売価格制限条項は、中国国内では多数存在している。学説上は、垂直型独占合意と水平型独占合意がそれ自体で必ず違法行為を構成するというわけではない。これらの合意が「独占合意」を構成するかどうかを判断する際、「行為要件」（最低再販売価格を拘束する条項が確実に存在する）のほかに、原則として、市場の排除や制限をする効

果、即ち「効果要件」⁽⁸⁾が存在することが必須条件となっている。この点について、中国の「独占禁止法」は「独占合意」に関する定義⁽⁹⁾を明確に定めている。本件の二審法院は、「独占禁止法司法解釈」第13条に基づき、経済学者を起用し、本件最低再販売価格制限条項の競争制限効果の有無について経済分析報告書を提出させたことから分かるように、司法実務においても、垂直型独占合意でも「効果要件」の有無が独占禁止法違反行為であるかどうかの判断要素とされている。

二 垂直型独占合意が適用除外される条件

独占禁止法第13、14条に基づく「競争の制限や排除をする効果」のある2種類の合意（水平型独占合意、垂直型独占合意）に対して、中国の独占禁止法は米国及びヨーロッパの独占禁止の司法実務における適用除外の原則を参考に一連の例外規定を設けている。しかし、この例外規定については同時に以下の二つの条件⁽¹⁰⁾を満たしていなければならない。

1. 関連市場の競争を著しく制限していないこと
2. 生じた利益を消費者が享受可能であること

本件ではYによる当該二つの適用除外条件の立証が不十分であったため、独占合意の適用を免れることができなかった。

三 独占民事紛争における立証責任の分配

本件争点の一つに、独占合意を構成するかどうかの立証責任の分配（即ち、垂直型独占合意による「競争の制限や排除をする効果」の効果要件を誰が立証するか）がある。つまり、当該問題をもたらす最も重要な要因は「独占禁止法

(8) この点について、日本の独占禁止法も再販売価格を拘束する行為に対して「正当な理由がなく」という条件を設けている。従来判例からみると、裁判官はこれを「公平な競争を阻害する」と理解しているのではないかと考える。

(9) 中国「独占禁止法」第13条に、「独占合意」とは競争を排除し、若しくは制限する合意や決定、またはその他の協同行為を指すと定義している。この定義は第13条（水平型独占合意の禁止規定）に規定されているが、同法第14条（垂直型独占合意の禁止規定）において「独占禁止法」違反の有無を判断する時、当該合意に「競争の制限や排除をする効果」（効果要件）があったかを判断する際の必須条件であることが通説となっている。

(10) 中国「独占禁止法」第15条第2項。

司法解釈」第7条の規定である。

「独占禁止法司法解釈」第7条では、水平型独占合意の独占民事紛争においてその効果要件（即ち、「競争の制限や排除をする効果を有する」）については、被告が立証責任を負担する（即ち、「競争の制限や排除をする効果を有しないこと」を証明する。「立証責任転換」）という原則を採用している。しかし、垂直型独占合意の効果要件の立証責任は、独占禁止法にも、独占禁止法司法解釈にもかかる規定がない。Xは、これに基づき本件も「立証責任転換」の類推適用を主張したが、一審法院も二審法院もこれを支持することなく、「主張する者が立証する」という立証責任の一般原則に従い、原告Xに対して、行為要件と効果要件の両方の立証責任を負うよう求めた。ただし、二審法院は原告の立証に対する反論の立証責任を被告に負担させることで、実質的に被告にも一定の立証責任を負わせたとと思われる。

本件のような立証責任の負担原則について、「独占禁止法」第13条、14条、15条、また「独占禁止法司法解釈」第7条を総合的に見てみると、本件のような垂直的な独占合意の立証責任は主に次に挙げる2つのステップを設けている。即ち、（1）独占合意の構成要件（行為要件と効果要件を含む）を備えているか否かについて、原告側が立証責任を負うものとし、（2）独占契約の適用除外の状況に該当するかについて、例外として、被告側は独占禁止法第15条⁽¹¹⁾に基づき立証する義務があり、また、適用除外事由があったことを立証すること、合意の達成が関連市場の競争を著しく制限することがないこと、ならびに消費者にもこれにより生じる利益を享受させることも被告側は証明しなければならない。

四 効果要件の認定

前述の効果要件の認定基準については、中国の現在の法律法規にはまだ明確な規定が置かれていない。ただ、本件の二審判決において、裁判官は、（1）関連市場の競争が十分か否か、（2）被告の市場での地位が強大か否か、（3）被告の最低再販売価格実施の動機、及び（4）最低再販売価格の制限による実際の効果（プラスか・マイナスか）の4つの認定基準を示し、垂直型独占合意

(11) 当該条項の第2項は、被告が適用除外を求める場合、合意の達成が関連市場での競争を著しく制限することがないこと、かつ消費者がこれにより生じた利益を享受できることを立証しなければならないと定めている。

による競争の排除や制限をする効果があるか否かを判断する時に以上 4 点に沿って逐一考察し判断する必要があるとの見解を示した。

二審判決から、本件の「効果要件」に関する実際の認定分析において、二審担当裁判官は X の立証責任を減少させるため、大きな紙幅を使い分析・推理した⁽¹²⁾ こと、また、具体的な判断においては、中国で代理店に対する再販売価格の拘束状況が数多く存在することに鑑み、担当裁判官はまず、市場構造を選考対象にしたうえ⁽¹³⁾、「市場競争の程度」と「市場での地位」を効果要件有無の認定での必要条件として分析・推理を行った。その結果、競争が不十分な市場で Y が既に強い市場的地位を占めていたため、Y がさまざまな制限・管理措置を採ったことによって代理店の価格競争可能な空間が非常に限られていることを指摘した。このような状況のもとで、仮に Y が垂直型独占合意を結んでいなくても価格の拘束効果が発生し得るものの、垂直型独占合意の行為が直接的に価格の拘束効果に導いたと指摘した。

従って、Y による最低再販売価格の拘束条項は、競争を制限する効果があり、独占合意の構成要件を備えると認定した。

五 推奨再販売価格の適法性

実務上、多くの企業は販売代理店契約に本件のような最低再販売価格を制限する方法を採用せず、「推奨再販売価格」と表示することによって、独占禁止法違反とされるリスク軽減措置が良く見られる。理由としては、推奨価格は強制的なものではなく、販売代理店もサプライヤーの推奨価格で製品を販売する義務がないため、他の販売業者との価格競争を排除することもないからである。実際の販売活動において、推奨再販売価格を明記することは市場での販売価格の透明度を高めるメリットがある。特に、中国の市場においては、販売拠点がいまだに発達していない地域が多数存在しているため、商品に「推奨販売価格」と表示することは、消費者が代理店を選別する場合でも活用できるメリ

(12) 張舟逸：「主審裁判官丁文聯との対話」, 和訊網「財經」2013年第22期
<http://news.hexun.com/2013-08-12/157005754.html>

(13) 丁文聯：「最低再販売価格の拘束による独占禁止分析—北京銳邦涌和科貿有限公司 vs ジョンソン（上海）医療器材有限公司, 強生（中国）医療器材有限公司の垂直型カルテル紛争事件」。上海市高級人民法院網参照 <http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/xxnr.jsp?pa=aaWQ9MzA2MTk2JnhoPTEmbG1kbt1sbTE4OAPdcssPdcssz>

ットもある。

しかしながら、「推奨再販売価格」を提案することが必ずしもリスクがないとは言えない。例えば、推奨価格を提示すると同時に、「販促奨励」(リベート提供)、「処罰」(罰金、保証金没収)等の方法を併用する場合、推奨価格が実質的に拘束力を有する強制的な再販売価格と認定される可能性があるからだ。その結果、垂直型価格維持を構成すると判断され、独占禁止法に違反するというリスクが生じるうる⁽¹⁴⁾ ことにご留意いただきたい。

六 終わりに

中国では、判例を法源とみなさない。しかし、本件二審判決は最高人民法院が発表した「2014年度知的財産権保護代表判例」⁽¹⁵⁾ に選出されたことから、今後、中国国内におけるその他の地域の法院にとって、この種の垂直型独占合意紛争事件を審理する際の重要な参考例となったと言える。

なお、独占合意を含め中国が独占による違法行為に対する処罰は、司法ルートに加えて、行政ルートによる監督・管理体制も採用していることにもご留意頂きたい。言いかえれば、本件のように販売代理契約で最低再販売価格を拘束する条項を設けることで、代理店から独占禁止民事訴訟を提起された後、価格監督管理の主管部門である国家発展改革委委員会 (NDRC) からの独占禁止行政処罰を免れないリスクがある。また、行政面での独占行為の認定基準は「行為自体の違法」のみを原則としている。本件を例にすると、NDRC から最低再販売価格を拘束した合意が存在しただけで、独占行為を構成することになる。この点は、司法における独占行為の認定において強調される構成要件、適用除外の状況とは実質的な違いがあることもご留意いただきたい。

(14) 米国判例参照。Lowell v American Cyanamid Co., 177 F 3D 1228 (11th Dir. 1999).

(15) 「最高人民法院公報」, 2014年第5期 (総第211期)